

令和2年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和2年6月23日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副 町 長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教 育 長	野津 浩一	建設課長	田中 文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	大西 洋二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	藤川 芳人	水産振興室長	砂本 進
財政課長	石田 寛弥	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	濱田 勉	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	社会教育課長	野津 千秋
福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
保健課長	井上 朋張	五箇支所長	灘 進
環境課長	原 秀人	都万支所長	高梨 勇光
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	山本 幸子
--------	------	--------	-------

1. 町長追加提出議案の題目

議第78号 令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）

議事の経過

○議長（米澤 壽重）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第62号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から、議第77号「指定管理者の指定について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設〕」までの16議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。

通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしく申し上げます。

なお、報告第1号から承認第14号までの計16件及び同意第3号から10号までの8件、計24件は、総括質疑終了後、一件ごとに「質疑」を行います。それでは、通告により質疑を行います。質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、発言を許します。

始めに、10番：平田 文夫 議員

○10番（平田 文夫）

通告していました財産取得、株式会社CTU2,860万円について、まずその経緯をお聞きしたい。

CTUは資本金50万円、社員3名、要するに事業内容はソフトウェアの開発、そして平成21年2月3日に当時の溝口知事とCTUの社長、わがまちの松田町長が「締結式」を行った。そして、その計画は敷地面積1,197㎡、建物630㎡、投資額は建物が9,500万円、機材導入が2,000万円。そして21年6月から創業時には12名ということは9名プラスしてね、そして1年ごとに44名、52名、60名と、最終的には57名の雇用をするんだという計画でスタートしているわけですよ。

しかしながら、計画どおりにいかなかった。そのために県も町も補助金を投入しとるわけですよ。だから町長でも副町長でもいいんですけど、今まで議論した報告があがってきているかどうか、どんな報告があがってきているのか、ということは補助金が投入されているということは知事の、「承諾」も得なければならない。そういう風な手続きをどう踏んできたのか、報告があがっている範囲内で答弁願います。

○番外（副町長 大庭 孝久）

このCTUの件に関しましては、事あるごとにですね議会の方でも、全員協議会の方で説明をさせていただいてきたとおりでございます。県並びに町も補助金が入っているということで、その補助金にあたる額をどうするのかということとずっと議論してまいりました。県も最終的にはこの補助金についてはですね、もう補助金の返還はよしという結論に至っております。町の方もそのことに従って、補助金返還については求めないというところでございます。そのことについては、議会の方にも報告させていただいたと思っております。

今回のこの買収についてはですね、新庁舎建設に至りましてちょうどあそこの新庁舎の表玄関のところからずうっと隠岐病院に向かって現在道路がございます。当然新庁舎ができますと、あそこの往来が激しくなるということで、どうしてもあそこを改良しなくてはならないということが生じます。そのことで、あそこを改良するんだということで議会の方にも報告をさせていただいてきたところなんですけど、ただ最終的にですね、この隠岐病院の前のところで、交差点になりますけれども、そこの所有者との話がなかなかうまくいかなかったというところで、いろいろな法線を考えてやってみたんですが、10年先、20年先、30年先を考えますと、どうしてもあそこの土地を頂いて、道路法線を考えなくてはならないと、そのことが隠岐の島町のためだという風に思いまして、一度は断られておりましたけれども、なんとかもう一度、いろんな方たちのご助言、ご指導いただきながら再度建設課長はじめ、職員一生懸命になって交渉をさせていただきました。なんとか交渉には付いていただきましたけれども、なかなか首を縦に振っていただけないと、もともと売る気は全く無いというところからですね、ここの土地のことが話に出てまいりまして、我々も、補助金を入れたところを我々がまた買い戻すという形になりますので、非常に問題があるなという風には感じておりましたけれども、やっぱり町の先々ことを考えると、どうしてもこの法線が一番いいという結論に至りまして、現在も交渉中でございますけれども、そういった形で進めたいと、で今回このような議案を提出させていただいたというところでございますので、なんとかご理解をいただきたいという風に思います。以上でございます。

○10番（平田文夫）

知事の許可を得たということは聞いてないですよ、それは。まあそういう聞いた、聞かなかったということで議論するつもりはないけれど、要するに今回の土地668の1、これが1,331㎡、667の2と1が1,204㎡、買収する面積は。いくら買収するわけですか。

○番外（建設課長 田中文男）

買収する面積はですね、資料の4、117ページをご覧くださいと思います。今回の買収面積はA用地の部分に黄色いところがございしますが、本来ですと、黄色いところとグリーンの部分で今回対象となります地権者の用地でございしますが、この黄色い部分の270㎡を用地買収しまして、道路敷地としたいと思っております。先ほど副町長から説明がありましたとおり、この黄色い部分を取りますとグリーン部分が野球のグラウンドの用地のようになって、非常に使い勝手が悪いということで、黄色い部分を買収する条件として、用地買収に応じる条件としまして、青いB用地の部分をなんとか譲り受けることができないかということでございます。ですので、事業用地としては、この黄色い部分の270㎡を買収する予定で、代替といえますかその条件として、このブルーの部分を買収する予定でございします。

○10番（平田文夫）

270㎡ぐらいの買収するのに代替地を求める。それでなかなか話がつかないという、今でも交渉中であるということでもありますけれどもね、このB用地はCTUも借地で営業しとったんですよ。だからそういう風なことも踏まえて、今回買い上げるんだという建物と土地を。それで、地主はOKしてるわけですか。

○番外（建設課長 田中文男）

はい。地主さまからは了解を得られています。

○10番（平田文夫）

建物がね、1階と2階とあるわけですよ。それで、1階が336.2㎡、2階が331.24㎡、これの積算根拠を示してくださいと言っているのになんで配付されないの。

○番外（建設課長 田中文男）

こちらの金額設定にあたりましての積算でございしますが、固定資産の評価から算定しました。

○10番（平田文夫）

いやいや、算定はいいけれど、それを示してくださいと言っている。ちゃんと通告書に書いてあるわけでしょ。取得建物の購入積算根拠というものを、示してくださいと言っている

わけ。

○番外（ 建設課長 田 中 文 男 ）

申し訳ございませんでした。わたしの方でも固定資産の評価という答弁でいいかなと思って、ちょっと資料は添付しておりませんでした。すみませんでした。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

そういう風なことをね、見れば分かるけど。ただこれは、今回は取得だけ、ね、それでA用地で継続中だと。本来、隠岐の島町は機構改革して財産は、ほかの課を作ったわけでしょ。だからそういうところでね交渉させるという、今までのようなハードの課がね、ソフトに取り組むということはなかなか難しい。施設管理課ができたわけではないですか、そこら辺はなんで施設管理課で。昔なんか公社が先行投資して、やってきたけどもそれは無くなった。そういったことをやっぱり横の連携というものをしっかり密にして、交渉する。それであんまり話が煮詰まらいようだったら、民間にやっていただくということも出来るわけでしょ。わたしの知り合いにそういう事業をやっている人がいるから紹介しようか。そういう風なことをね、やっぱりやらんと、こういう代替地を求めるといような交渉はあつてならんわけですから。町長が一番よく知っている、空港の用地取得で。あれだけ広大な用地を取得して空港を造ったわけですからね。それをいちいちそんなことをのみ込んだら、空港なんかできないわけですよ。たまたまこの小さな土地を取得するのに、隣の土地を代替地として求められる、そうでしょ。そういったところの考え方はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたい。

○番外（ 副町長 大 庭 孝 久 ）

施設管理課におきましては、普通財産の売買に関しましてはそちらの方で担当しておりますが、事業用地についてはですね、以前からそれぞれの所管課が対応することとなっております。県のようにですね、用地対策課とかそういった形でやればいいわけなんですけど、なかなかそこまで、職員の数とかですね、業務量とかを合わせて考えますと、町ではそういった形になかなかならない。以前のようにそれぞれの事業課において、その事業がらみの土地については、用地買収をさせていただいております。当然技術者と事務屋と合わせて交渉に行っておりますし、当然、町長なり私なり必要であれば所有者の方には話に出向くという形をとっておりますので、今のところそういった形で進めているということをご理解いただきたいと思います。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

それはね、やっぱり造った以上はそういうこと、ということは、入札にはもうあれしてるでしょ。事業の取得やから、そういうことじゃなくして、やっぱり、みんなが要するに色々な研究をして取り組んでいくという、そういう風なことをハードがやるとね、なかなかハードというのは、そうでなくても、「人が足らん、人が足らん」言うて普段課長は騒いどるわけや。そこら辺のことを踏まえると、やっぱりそういう組織というものを活かすためにはちゃんとしたルールを作って、そういった方向で進んでいくということが求められるわけですよ。だから今回のように、たかが270㎡を買収するのに、1,200㎡の土地を代替地として求めていくんだという、そこにはなかなか無理があると。それで町長、副町長が出ていくと、最終的に出ていくのはいいわけ、途中の過程はやっぱり職員に任せるといってないかね。やっぱりそこにはしっかりした顔というものが動くわけですから。そこら辺のことはやっぱり今後とも注意して欲しい。まして今回の場合は新庁舎に伴う工事ということでもありますので、大変な努力は必要と思うけどもね、そういう風なことをちゃんとやっぱりルールはルールとして、住民のみなさんに理解していただくということで、この買い上げた土地はまた何かに使っていくんだと。一等地ですからね、あそこら辺は、サンテラスもあれば隠岐病院もある、そういう風な今後の使い方もあると思うのでね、なるべくなら、協力していただいて事業を進めて欲しいと思うけど。課長はどう考えているの。

○番外（ 建設課長 田 中 文 男 ）

議員仰せのとおり、新庁舎から隠岐病院に通ずる幹線となります。非常に交通量も多くなってくると思いますので、住民の皆さまに沿えるよう立派な道路を作りたいと思いますし、私ども建設課は道路、これからも起こりうる災害なんかも必ず用地交渉というものはつきものです。先祖から培ってきた用地を買収するにあたりましてですね、仏さんに拝むつもりで、慎重に用地交渉にあたりたいと思いますので、今後ともまた、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

最後にちょっと。民間いうのは、利益を求めるわけだから。そういうふうなことも踏まえながら、やっぱり、協力してもらうことは協力していただいて、ちゃんと説明して今後臨んでくださいよ。もうこれ以上質問しないです。終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、平田 文夫 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、2番：村上 謙武 議員

○2番（村上謙武）

議第73号の「第2次隠岐の島町総合振興計画（案）」これについて質問いたします。定例会の初日に担当課の方より現行の実施計画に、349の事業がありますけど、これを今度新しくできる「第2次総合振興計画（案）」の基本目標、基本計画に組み替えるという説明があり、資料も提示されていますが、その趣旨ですね、どうして新しい「振興計画」が出来て現行の振興計画を基に作られた令和2年度から令和6年度の5年間の事業349、このすべてが新しいこの総合振興計画の基本目標とか、基本計画のなかに全部組み替えるのか、そこのところの趣旨をちょっと説明をお願いします。

○番外（地域振興課長 宇野慎一）

地域振興課の宇野でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの村上議員のご質問にお答えします。

現行の「事業実施計画」を「第2次総合振興計画（案）」に基づき組み替える趣旨でございますが、ご存知のとおり「第2次総合振興計画（案）」につきましては令和2年度から10年間を計画期間とする計画でございます。

しかし昨年度作業スケジュールの遅れから、令和2年度予算につきましては「第1次総合振興計画」及び時の事業実施計画に基づき編纂されております。今回組み替えをおこないますことで、まず令和2年度予算において「第2次総合振興計画（案）」で定めた基本方針、基本施策にある程度合致した事業が展開されているのか、またそぐわないものはないのか、それからもう1点、空白の1年ができる基本施策などはないのかということを確認するためにまず組み替えております。

また既に令和3年度以降の事業実施計画の策定に着手をしております。そのベースとして活用することで、新たに取り組むものがないのか、さらに力を入れて推進していくものはないのか、また一定の目的を達成したものはないのかというのを検討する材料として活用することもできると考えております。

以上のことから、現状の把握をおこない、次年度以降の事業実施計画の策定にスムーズに繋げていくことを目的に組み替えを行ったものでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

○2番（村上謙武）

説明の前半、中盤までは理解できたんですが、後半の方がですね、ちょっとどうしても納得がいかないというかですね。新しく策定された「第2次総合振興計画（案）」の基本目標、

大きな基本目標は6つありますね。それから現行のが8つありますね。現行の「第1次総合振興計画」の中の、この基本方針の中にですね、「観光」に関する文言の入った基本方針が3つあるんですよ。ですので、第1次総合振興計画というのは、かなりこの「観光」に力を入れて、観光によるまちづくりに進んでいこうという趣旨がこれから伝わってくるわけですよ。で、現在の事業実施計画というのは、これをもとにした事業が令和2年から令和6年、5年間で計画されている。もちろん令和2年度で終わる事業もありますし、令和3年度、令和5年度、2年、3年後から新たに始まる事業も、この349の事業に入っています。それから現行のこの基本方針に入っていないその他の事業、24ほどありますけど、それも新しい「第2次総合振興計画(案)」の中の基本目標、基本施策の中に組み込まれています。

新しい「第2次総合振興計画(案)」の基本目標の中に「観光」という文字は全く入ってません。ですから今回の新しい総合振興計画というのは、あまり「観光」を意識した計画ではないと。基本目標のその下にある基本施策の中で「観光」という文字は一つ入っている程度ですよ。

ですからよく考えてみますと、これほど大きくその総合振興計画の基本目標、基本施策が変わっているのに現行の「総合振興計画」で作った事業実施計画、これはそのまま新しい総合振興計画の基本目標、基本施策の中に組み込まれていると。その辺のところ、あまりにも安易な考えのもとで、事業実施計画というのを位置付けているのではないかなと。まあ、現行の中でもですね、結びついていないというか、要するに、総合振興計画の中の基本方針を実現するための基本施策とか、最終的には予算をつけてやる事業実施計画、それがリンクしていないのではないかとというのが現行の中でもけっこう感じとれるわけですよ。だからそういうのを見直すいい機会になるんじゃないか、新しい総合振興計画ができたわけですから。令和2年度の事業に関しては、これはもう年度が進んでいるわけですから、これは納得できるんですけど。今言った3年後、4年後に新たな事業としてスタートする事業もですね、この新しい振興計画の中に組み込んでスタートするということになります。分かると思いますが、総合振興計画の中の基本方針とか基本施策を実現するために年度ごとの事業実施計画というのが予算をつけて執行されるわけですよ。そういったところのプロセスが、まったく今の説明ではできていないというか、それまで2年の歳月と予算をつけて作り上げた新しいわがまちの総合振興計画は何だったのかという、各地区で総合振興計画の話し合いをして、住民が参加して、いろいろ意見を出しあって作った新しい計画ですよ。新しく振興計画が出来ても現実的にそれをもとにした事業実施計画というのは、なにも変わっていない、そう思われても仕

方ないんです。これちょっとやっぱり、そういったやり方というのは、あまり住民から評価されないんじゃないんですか。お答えください。

○番外（ 地域振興課長 宇野 慎一 ）

事業というのはある程度継続性ももたれるものだと認識しております。今回施策を移すことは今の事業実施計画が新たな総合振興計画に基づいたものになっているかという、その情報をオープンにするというよりも、新たな総合振興計画ができましたので3年度以降変わっていかなければならない、また新たな方向に進んでいかなければならない、それをやるためのベースとして現状がどうなのかというところを、どちらかという職員の方に示すような形のものになろうかと思っております。これで「第2次総合振興計画（案）」の事業実施計画ができましたということではございませんので、ご理解のほどお願いします。

○議長（ 米澤 壽重 ）

その前に村上議員に申し上げますが、質疑の内容については、自分の主義主張とか意見もいいんですが、簡潔に分かりやすく質疑をおこなっていただきたいと思います。

それでは、村上議員、どうぞ。

○2番（ 村上 謙武 ）

それでは、令和3年度以降の事業については見直すということ、そういう風に理解してよろしいでしょうか。全面的に見直すということで。継続するところは継続するが、見直す、そういう意味ですよ。

○（ 地域振興課長 宇野 慎一 ）

事業の継続性というのもございますので、そちらの方も勘案しながら、昨日の町長の一般質問にもございました「スクラップ&ビルド」というちょっと前の言葉にもなりますが、やめるものはやめる、続けるものは続ける、力を入れていくものは力を入れていくと、いうもとで新たな事業実施計画の方を策定していきたいという風に思っております。よろしくお願ひします。

○2番（ 村上 謙武 ）

終わります。

○議長（ 米澤 壽重 ）

以上で、村上 謙武 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、16番：福田 晃 議員

○16番（ 福田 晃 ）

私は議第 75 号「財産の無償譲渡について」お尋ねしたいと思います。

まず、第一点目に譲渡したら長期的経営とより質の高いサービスの提供が図るものがあるが、指定管理者制度では今までも出来てないということでしょうか。

○番外（ 福祉課長 中 林 真 ）

ただ今の福田議員のご質問にお答えをいたします。

この施設を無償譲渡することによりまして、5 年単位での協定に捉われず長期的なビジョンを持って経営持続が可能となりますことから、職員の安定的な配置計画や積極的な設備投資等、独自の方針を打ち出してより質の高いサービスが図られるという趣旨で説明をさせていただいたところであります。

○16番（ 福 田 晃 ）

そういう言い方をしないと、譲渡した理由にはならないと思います。

次に二点目の、築後 15 年を経過し今後、改修等で多額の出費が必要になった時、指定管理者でなくなった高田会で町の助成がなくて大丈夫か。また入居者の値上げ、また働いている人たちにしわ寄せがこないか。また確約というか、そういう約束事取り付けていますか。

○番外（ 福祉課長 中 林 真 ）

質問二点目についてお答えをいたします。

この施設に限らず、民間の施設において施設改修等が必要となった福祉施設の場合は、町としまして「社会福祉施設整備費補助金」を交付するなどして運営を支援しているところがあります。

なお、この度の「譲渡」に際しましては、施設譲渡後に支障をきたすことのないよう本年度中に老朽化した箇所を改修をおこなったうえで譲渡するものでありまして、本年度の当初予算にそのための予算を計上済みであります。

もう一点、譲渡にあたっての条件につきましては、施設を他の目的に使用しないことの 1 点のみにしてありまして、利用料金等の項目は設けないものとしております。これは今後、社会情勢等による物価上昇等も想定されることでもありますし、町内の他の民間福祉施設についても同様ですが、福祉法人の自主性を尊重し適切な運営に期待するものでございます。

○16番（ 福 田 晃 ）

課長の説明は分かりました。本来なら修繕費等不要となる譲渡、よく理事長・理事に了解させたと褒めたいところですが、ちょっと大事なところもありますので質問します。

この「高田会」というのは、旧都万村で「社会福祉法人高田会」を設立し、「鳴澤の里」を

開所するという事になった時、先進地の長野県榊町に視察研修に行って、緊急通報システムと経営について質問をした時に、まだ介護保険制度導入前でしたが収容数が35床のような小さな施設では「介護保険制度」が導入されれば、運営はとても困難になる。せめて倍以上の床が必要になると言われて、我々も心配していましたが、地域住民が住み慣れた所で生活したいということ等、理解しながら・・・いざとなったら村で見ればということでの設立した経緯がありますので。

「ふれあい五箇」とか、愛宕会の「清松園」、博愛の「蓬莱苑」は、未だに指定管理者制度で大きい修繕費等が出た時には町が補助するわけです。私が一番心配するのは、「みのりの家」あたりもやって、高田会は自分のところは自分でみなさいということにはしないと思いますが、そういう心配が多々あるように聞いてますが、そういう制度で大丈夫ですか。理事長・理事にも「譲渡して受けたら、多額の修繕費等かかっても、自分らでみて大丈夫ですか」と話してもされたですか。

○番外（ 福祉課長 中 林 真 ）

「高田会」とは複数回に亘って協議をしてきた中で、今後の見通しそういったことについても十分理解を図っていただいたと考えております。

なお、議員ご指摘の「補助金等」で大丈夫かどうかということですが、今後、改修等についての要望、その補助金に対する要望等がございましたら、また補助内容等については今後、検討をしてみたいと考えております。

○16番（ 福 田 晃 ）

しつこいようですが、心配するのは前にこういう施設に、スプリンクラーを全施設に設置ということになった時に、この3施設は町がみる、鳴澤の里は高田会で、指定管理じゃないからみなさいということで、私もその時に料金は、法人の方の補助制度でと言われたときに、「指定管理の所の金額と補助制度の金額と一緒にほど出るかと聞いたら差があります。」と言われ、「それはおかしいのでは」と言ったら、町長以下、執行部の英断で同じぐらいな補助金で取り付けたこともあります。

町はかまわないという事は無いと思っておりますが、どなたかの一般質問の答弁の時に、「福祉職場の処遇改善も少しずつであるがよくなっている」と答えています。譲渡したらそれでいいじゃないか、自分たちでみなさいは無しにしていきたいと思えます。

もう一点、今後、町としてこれを始めとして、他の3施設の譲渡を順次計画していく予定は考えておられますか。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

地元としてご心配は当然だと思っております。

福祉施設について課長が説明したように、福祉施設の改修、改善については支援制度がございますので、協議をしながら施設の存続についてはきちんと対応していきたいと思っております。

ご質問のあった福祉施設については、合併当時の形態によって大きく合併の協定の中でかわっておりますので、都万の施設、五箇の施設で差があるということをご指摘いただいたら辛いところもありますが、それは協定であったということを理解いただいたうえで。

今の3施設については、現在も福祉課長を中心に話し合いはしております。直ぐに、民間譲渡できるものとは思っておりませんが、できる限りそういった形で対応いただければという方向で、今後も進めていきたいと考えております。

○16番（ 福田 晃 ）

私が3施設の理事長なら、「譲渡していません。」と言います。

終わります。

○議長（ 米澤 壽重 ）

以上で、福田 晃 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、1番：大江 寿 議員

○1番（ 大江 寿 ）

宿泊施設立地等促進事業費補助金について問いたいと思います。

私も旅館業を25年やっております、長年の感なのか、ちょっとネガティブな考えもありまして、質疑をさせてもらうことにしました。

まず、事業費の詳細をお願いします。

○番外（ 商工観光課長 鳥井 登 ）

資料の方を準備しておりますので、「総括質疑用資料」2ページからお願いしたいと思います。

まず、事業費についてであります、一番上の表をご覧ください。黄色で塗ってあるのが建設費に関する部分の事業費であります。この内の工事費9,350万円に該当するところが、この度の本町の補助事業「宿泊施設立地等促進事業費補助金」の補助対象経費ということとなります。参考までに補助率4分の1と設定しておりますので、2,337万5,000円がこの度の補助金ということになります。なお、この事業は有人国境離島の雇用機会拡充事業の採択も

受けておりまして、その補助金につきましては一番下の「設備費」の部分に国・県・町併せまして4分の3が充当される見込みとなっております。

次に右側の青色に塗ってある「運営費」のところではありますが、販売管理費1,200万円、すべてまとめてありますが、この中にはリネン、水道光熱費、広告費、通信費等が含まれております。人件費、それから融資の方も受けておりますので、初年度の借入金の返済が248万円という風になっておりまして、併せまして2,930万9,000円というところがございます。そこに記載はしておりませんが、参考までに初年度の販売高を3,300万円程度見込んでいる計画となっております。

○1番（大江 寿）

分かりました。次に、もし不可抗力などにより事業展開ができなかったとか、返済が滞った場合に、助成金の返還義務は生じますか。

○番外（商工観光課長 鳥井 登）

同じ資料の2番目の所をお願いします。要綱の中で「補助金の返還等に対する条項」を設けておりまして、他の用途に使用した場合はどうか、交付決定の内容、また条件に違反した時には要項の規定によりまして、補助金の取り消し、返還等を規定しております。

また、補助事業によりまして整備した施設につきましては、補助金の交付決定の日から7年を経過するまでは補助金の目的に反した使用、処分等することはできないとしております。

例えば、この度は2つ下の事業コンセプトの所に記載してありますように、「体験型の観光ホテル事業」を実施するとなっております。例えばこれらがアパートになったとか、カラオケボックスになったということがありますと、当初の交付決定内容に違反するということとなりますので、条項の方でそのように規定をして対応したいと考えております。

○1番（大江 寿）

雇用計画ですが、資料では予定人数が8名と挙がっていきまして、もう8名が決まっているのかということと。建物が建ってから募集するのか、予定従業員の研修等はあるのかどうか、お聞かせ願います。

○番外（商工観光課長 鳥井 登）

予定人数8名という計画になっておりまして、令和2年度中に6名を雇用する計画となっております。すでに社員2名は雇用予定者が確保されておりまして、その他の皆様につきましては、今後、公募等によって採用していくという風に伺っております。

今後の予定を併せて書きました。色んな事務手続き等々順調に推移いたしますと6月末に

は着手をし、12月に竣工、年が明け1月からは雇用が始まり、研修等の従業員教育を経て2月に開業したいという計画になっております。

○1番（大江 寿）

「改修事業資金」の申し出が無かったという事でしたが、この新型コロナウイルスに振り回された状況の中で募集期間を延長するとかいう考えはなかったのか。

○番外（商工観光課長 鳥井 登）

ご質問の「改修事業資金」と申しますのは、当初予算で、この補助事業で「増改築改修経営承継」の補助予算として400万円を2件分計上しておりました。このことに対するご質問であります。今回の補正予算はコロナのこともありまして、大変財政出動も多いということから、今回新築で増額補正をさせていただいておりますが、当初の800万円も含めて足らずまいを計上させていただいておりますことによりまして、今、改修分の予算がこれで当然無くなるという状況になります。

この補助事業そのものが、期間を設けた公募を行わないやり方をしております。今後も随時相談は受け付けしていこうと考えております。申し出がありました場合には、補正予算等によって計上して、今後も対応していきたいと考えております。

○1番（大江 寿）

最後にこの査定委員会のメンバーと、この査定委員会で詳細な審査がきちんと行われていたのかどうか、付度などはなかったのかどうか、お願いします。

○番外（商工観光課長 鳥井 登）

本町の宿泊施設のこの補助金に関して、「審査会」というものを設けているわけではございませんで、この補助事業の前提に有人国境離島の雇用機会拡充の事業に事業選択をされた方が補助対象事業者になるという前提を設けておりますので、6番目以降で書いていますのは、雇用機会拡充事業における審査会、そのフローチャートも併せて書いておりますので、そちらの方で説明をさせていただきます。

2ページが一番下にありますが、審査会の名簿となっております。7名の方によって審査員が構成されております。隣のページには、地域振興課の方から期間を定めて「雇用機会拡充事業」の公募が行われまして、そこに事業者のエントリーがございます。内容に応じまして町の担当所管の方がそれぞれ受け付けをいたします。それを地域振興課の方へ持ち上げ、まとめた後に「審査会」が開催されるという運びになります。

「審査会」は資料に基づいて、プレゼンテーション形式で審査を受けることとなります。

右手の四角囲いに4つほど書いております。1番の雇用創出効果から以下4つであります。実際、審査の折りには更にまだ数項目にわたる採点項目がございまして、自己資金金融機関からの資金調達が十分見込めるか等も含めて、事業の妥当性、信頼性、ターゲットとする顧客市場が明確であるか否か等、詳細についての審査が行われる場面となります。

その審査の結果、認められた場合には島根県を經由しまして、内閣府の方へ申請書を提出という運びになります。矢印の黄色色塗りが町が行うこと、赤い色塗りは国が行うこと、そうのご理解ください。内閣府が受理した後に、今度は東京で審査があり「OK」となった場合には「事業採択」ということで町に通知がきます。この運びにこの度、なりましたので、本町の「宿泊施設立地等促進事業補助金」の新設の場合の補助対象事業者となったという確認をした上で、この度の補正予算を計上したということでございます。

○1番（大江 寿）

終わります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、大江 寿 議員の「総括質疑」を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

ただいまから10時40分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時23分 ）

○議長（米澤 壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時40分 ）

次に、報告第1号から承認第14号までの16件、及び同意第3号から10号までの8件、計24件の質疑を行います。

始めに、報告第1号「令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」質疑を行います。

議案書の5ページから6ページをご覧いただきたいと思います。

質疑はございますでしょうか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、報告第2号「令和元年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。

議案書の7ページから8ページをご覧いただきたいと思います。

よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

次に、報告第3号「令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

議案書の9ページから10ページをご覧いただきたいと思います。

よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

次に、報告第4号「令和元年度隠岐の島町上水道事業会計予算繰越計算書について」質疑を行います。

議案書の11ページから12ページをご覧いただきたいと思います。

質疑はございませんですか。

(「なし」 の声を確認)

続いて、承認第3号から承認第11号までの専決処分について、質疑を行います。

予算説明資料3により、歳入・歳出ごとにページめくりをさせていただきます。

始めに、承認第3号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」歳出から行います。資料3の歳出16ページをお開きいただきたいと思います。

16ページ、17ページ、よろしいでしょうか。

(「なし」 の声を確認)

18ページ、19ページ。

(「なし」 の声を確認)

20ページ、21ページ。

(「なし」 の声を確認)

22ページ、23ページ。

(「なし」 の声を確認)

24ページ、25ページ。

(「なし」 の声を確認)

26ページ、27ページ。

(「なし」 の声を確認)

28ページ、29ページ。

(「なし」 の声を確認)

30ページ、31ページ。

(「なし」 の声を確認)

32ページ、33ページ。

(「なし」 の声を確認)

34ページ、35ページ。

(「なし」 の声を確認)

36ページ、37ページ。

(「なし」 の声を確認)

38ページ、39ページ。

(「なし」 の声を確認)

40ページ、41ページ。

(「なし」 の声を確認)

42ページ、43ページ。

(「なし」 の声を確認)

44ページ、45ページ。

(「なし」 の声を確認)

46ページ、47ページ。

(「なし」 の声を確認)

48ページ、49ページ。

(「なし」 の声を確認)

50ページ、51ページ。

(「なし」 の声を確認)

これで歳出は終わりです。

歳入に戻りますので、まずは5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページ、6ページ、よろしいでしょうか。

(「なし」 の声を確認)

7ページ、8ページ。

(「なし」 の声を確認)

9ページ、10ページ。

(「なし」 の声を確認)

11ページ、12ページ。

(「なし」 の声を確認)

13ページ、14ページ。

(「なし」 の声を確認)

15ページ。

(「なし」 の声を確認)

次に、承認第4号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」歳入から行います。資料3の歳入53ページ、よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

歳出54ページ、55ページいかがでしょうか。

(「なし」 の声を確認)

次に、承認第5号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」資料3の歳入57ページ、お聞きください。よろしいでしょうか。

(「なし」 の声を確認)

それでは歳出の58ページいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

次に、承認第6号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」歳入60ページですね。よろしいでしょうか。

(「なし」 の声を確認)

歳出の61ページ、62ページ、よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

次に、承認第7号「令和元年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」資料3の歳入64ページをお聞きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」 の声を確認)

歳出の65ページ、よろしいでしょうか。66ページ。

(「なし」 の声を確認)

次に、承認第8号「令和元年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処

分について」資料3の歳入からいきます。68ページ、無いですか。

(「なし」の声を確認)

69ページ、70ページ。

(「なし」の声を確認)

歳出の71ページ。

(「なし」の声を確認)

72ページ、73ページ。

(「なし」の声を確認)

74ページ、75ページ。

(「なし」の声を確認)

次に、承認第9号「令和元年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」資料3の77ページ、歳入です。ございませんですか。

(「なし」の声を確認)

歳出78ページ、よろしいですね。

(「なし」の声を確認)

次に、承認第10号「令和元年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」資料3の歳入80ページをご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声を確認)

歳出の81ページ、よろしいですか。

(「なし」の声を確認)

次に、承認第11号「令和元年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」資料3の83ページ、歳入です。よろしいでしょうか。

(「なし」の声を確認)

84ページの歳出、よろしいですか。

(「なし」の声を確認)

次に、ひとつ飛びまして、承認第13号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について」資料3-1の歳出ですね、5ページ、お開きください。よろしいですか。6ページ、ありませんか。

(「なし」の声を確認)

戻りまして歳入の4ページ、よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

次に、条例関係に進みます。

議案が前後しますが、承認第12号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」議案の58ページをお開きいただきたいと思います。

58ページ、59ページ。

(「なし」 の声を確認)

60ページ、61ページ。

(「なし」 の声を確認)

62ページ、63ページ。

(「なし」 の声を確認)

64ページ、65ページ。

(「なし」 の声を確認)

66ページ、67ページ。

(「なし」 の声を確認)

68ページ。

(「なし」 の声を確認)

次に、承認第14号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」議案の74ページをお開きいただきたいと思います。74ページから76ページにかけてですね。よろしいですか。

(「なし」 の声を確認)

次に、同意第3号から10号、「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」これについてはどうでしょうか。質疑はございますか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町 長 追 加 提 出 議 案 の 上 程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の、議第78号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

日 程 第 3. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました議第78号議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

○番外（町長 池田 高世偉）

本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議第78号の「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、1億7,924万6,000円の追加でありまして、補正後の予算額を202億9,224万円とするものであります。補正の内容は、「ひとり親世帯臨時特別給付金事業」、「保育対策総合支援事業」、「商工業振興事業」及び「新型コロナウイルス対策商工事業者支援事業」を計上しております。これらの財源につきましては、国県支出金及び財政調整基金を充当しております。

以上、追加議案につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10時56分）

（全員協議会開会宣告 10時56分）

○議長（米澤 壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 11時03分）

（本会議再開宣告 11時08分）

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました、議案について質疑を行います。

議第78号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。

これについて質疑はございますか。

12番：高宮 陽一 議員。

○12番（高宮 陽一）

「ひとり親世帯臨時特別給付金事業」について伺います。

追加給付の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付のところで、これはどのくらい影響したら対象になるのですか。

○番外（ 福祉課長 中 林 真 ）

ご質問にお答えをいたします。

今回、この申し出は本人の「自己申告」によるものとなっておりますが、詳細な添付資料等については現在のところまだ決定しておりませんで、今後、詳細を詰めていきたいと考えているところでございます。

その減少程度につきましても、まだ明確に示された資料が来ておりませんで、届き次第に決定していきたいと思っております。

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

周知だけでは大変分かりづらい。

申告漏れなどないように十分対応してやって、特になかなか申告するにも難しいことあるかと思しますので、民生児童委員と相談しながら、十分そういった制度の支援ができるようにしていただきたいと。

○番外（ 福祉課長 中 林 真 ）

周知徹底に努めたいと思えますし、先ほど、ご提言がありましたように民生児童委員、そういった情報提供をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

もう一点「隠岐の島町地域通貨券」、この内容「1,000円券」が10枚綴りとなっておりますが、今までやった隠岐の島町の経済対策の中でこの「1,000円」という券は、高齢者は大変使い難い、高齢者が買い物をする時になかなか1,000円の買い物をよしないということがあって出来れば「500円券」にしてくれないかということがありましたよね。やはり、そういう事から考えると配慮しながら、これは2,000人ですか、当たるわけですが、高齢者の方のこともありますのでそこを是非、考慮していただけたらと思えますが、いかがでしょう。

○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）

はい。これからまた制度の内容の方を詰めてまいりますので、その辺りも考慮しながら作業のほう進めたいと思えます。

ここに至るまでも、商工会と十分話し合いをしてきているのですが、その時にも「500円券」でどうだろうかという話題も実は出ておまして、もう少し使い易さというところを考慮し

て、最終的に決定してまいりたいと思います。

○議長（米澤壽重）

以上で、高宮陽一 議員の質疑を終わります。

他に質疑は、ございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出された町長提出議案の、議第62号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から、議第77号「指定管理者の指定について〔隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設〕」までの16件と、本日追加提出された、議第78号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」1件、計17件を、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがいまして、議第62号から議第78号までの17件は、「議案付託表」のとおり付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

6月24日、25日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、6月26日に開催します。

本日は、これにて散会します。

（ 散 会 宣 告 11時14分 ）

以 下 余 白